

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 9 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置を
踏まえた入国者の健康フォローアップについて

現在、新型コロナウイルス変異株（以下「変異株」という。）の流行国・地域からの入国者に対しては、変異株の国内への流入及び感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和3年2月25日最終改正））に基づき、各自治体に、積極的疫学調査や陽性者の検体提出等に当たって、特段の対応等をお願いしているところです。

今般、政府が取りまとめた「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和3年3月5日）において、変異株の流行国・地域からの入国者に対する入国後14日間の健康フォローアップ及び自宅待機の確認（以下「健康フォローアップ等」という。）を更に強化するため、国において設置した「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」（以下「特定流行国センター」という。）を今後「入国者健康確認センター」に改称し、健康フォローアップ等の対象を全ての国及び地域からの入国者へと拡大することとしています。

全ての国及び地域からの入国者の健康フォローアップ等を確実に実施するため、現在、各入国者の連絡先の確実な把握、健康状態の確認等に必要なアプリのインストール確認等、必要な体制等の整備を速やかに進めているところであり、その準備が整い次第、改めて事務連絡で周知いたしますので、各保健所におかれては、引き続き、変異株流行国以外の国及び地域からの入国者の健康フォローアップ等を確実に実施していただきますようお願いします。

特定流行国センターが対応する入国者については、従来と同様、検疫所から送付する健康フォローアップ等の対象者名簿上、「黄色」に色分けした状態で送付いたします。また、帰国者フォローアップシステムの画面上では、「備考」欄に、「センター対応」と表示されます。このため、「センター対応」と備考欄に表示のない入国者について、引き続き健康フォローアップ等の実施をお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

保健班

TEL 03-5253-1111 (内線 2391/2392/2332/2335/2336)

(夜間直通)